

広島県告示第四百八十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年五月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
志和東五地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

東広島市		郡市・区	
志和町志和東		町・丁目	
河井		字	
釈迦堂			
八四九番	八四〇番一	八四四番一	二九六四番二
標柱一号	標柱二号から六号まで	標柱七号	標柱八号
			二九六一番三
			二九五八番
			標柱十号